

広島高速5号線トンネル施工管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民の安全・安心を確保するため、広島高速5号線シールドトンネル工事に関する技術的事項について、専門的見地から審議し広く意見・助言を得ることを目的として、広島高速5号線トンネル施工管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、広島高速5号線シールドトンネル工事に関する次の事項について審議する。

- (1) 実施設計
- (2) 施工計画・計測計画
- (3) 施工管理

(委員会)

第3条 委員会は、別紙に掲げる委員長及び委員により構成し、広島高速道路公社理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱開始日から令和8年3月31日までとする。ただし、任期の延長を妨げない。

(情報公開)

第6条 情報公開に関する必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、広島高速道路公社内に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は、その都度別に定める。

(附則)

- この要綱は、平成28年12月5日から施行する。
- この要綱は、平成30年3月30日から施行する。
- この要綱は、平成30年7月12日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年12月12日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

広島高速5号線トンネル施工管理委員会 委員名簿

区分	氏名	所属・役職
委 員	いさご のぶはる 砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 教授
"	かなおり ゆうじ 金折 裕司	元山口大学大学院 理工学研究科 教授
"	くさか あつし 日下 敦	国立研究開発法人土木研究所 つくば中央研究所 道路技術研究グループ 上席研究員
"	すぎもと みつたか 杉本 光隆	長岡技術科学大学 名誉教授
"	ましも ひでと 真下 英人	一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長
"	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
"	やまもと はるゆき 山本 春行	広島大学 名誉教授

(令和7年6月25日現在、敬称略)